

みかも山公園東側エリア魅力向上活動基本計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するみかも山公園東側エリアにおける魅力向上活動基本計画策定委託業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

みかも山周辺は、豊かな自然、公園、植物園、体験施設等多様な観光資源や、交通の利便性を備えた商業施設などを有し、県外の観光客にとって栃木県への南玄関口となる重要なエリアである。

今後、令和花の杜の実現に向けて、みかも山公園東側エリア（以下「東エリア」という。）が四季を通じて花にあふれ、花と親しめる様々な体験ができる魅力あるエリアとなり、当該エリアを拠点として県内各地への誘客促進及び地域の活性化を図るため、県民協働で行う魅力向上活動基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 委託期間

契約締結日から令和4(2022)年3月31日まで

3 業務の内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。

ただし、具体的な実施内容については、4の実施計画書において定めるものとする。

また、(2)の業務の実施に当たっては、(1)のアンケートの結果及び甲の助言を反映させるものとする。

(1) アンケートの実施

東エリアの施設利用者に対し、施設の利用目的や満足度などのアンケート調査を行い、施設利用に対するニーズ等の現状を把握すること。

併せて、アンケート結果の集計、分析を行い、今後東側エリアの誘客促進に向けた課題抽出を行うこと。

ア 実施時期

令和3年10月～11月頃

イ 調査対象施設

東エリアに設置されている施設（みかも山公園、とちぎ花センター、いわふねフルーツパーク、道の駅みかも）

ウ 調査人数

500人以上

エ 調査項目

居住地、年齢、施設の利用目的、施設の利用満足度、来所方法など、基本計画策定に必要な事項

オ その他

アンケート調査の実施に当たっては、調査対象者の性別、年齢層が均等になるよう配慮すること。

(2) 「みかも山公園東側エリア連絡協議会（仮称）」の開催、運営

東エリアを拠点とした県内各地への誘客促進等の基本計画の策定に向けて、関係者を対象とした協議会を開催、運営すること。

ア 実施時期

令和3年10月～令和4年2月末

イ 回数

3回以上

ウ 対象者

- ・周辺施設（みかも山公園、とちぎ花センター、新青少年教育施設）関係者
- ・民間企業（いわふねフルーツパーク、道の駅みかも、足利フラワーパーク）関係者
- ・関係市町（栃木市、佐野市）
- ・一般県民（地元関係者、花農家代表者など）
- ・県関係部局（県土整備部、教育委員会、農政部）

エ 実施内容

- ・協議会の運営（会場の手配、資料の作成等）
- ・アンケート結果等に基づく、東エリアの基本コンセプトの提案
- ・基本計画の提案

なお、協議会で出された意見の集約及び結果のとりまとめとともに、基本計画に必要な助言を行うこと。

オ その他

(ア) 基本コンセプトの提案に当たっては、以下の考え方を踏まえた提案とすること。

- ・みかも山公園、とちぎ花センター、いわふねフルーツパーク、道の駅みかもの各施設が連携し、一体となって誘客促進を図り、県内はもとより県外からの来客で賑わうエリアであること。
- ・季節の花や花木が咲き誇り、四季を通じて楽しめる魅力あるエリアであること。
- ・県内の花や観光に関する情報を一元的に集約し、花や観光の情報発信の拠点となるエリアであること。
- ・東エリア周辺を含めた花壇や公園などの植栽や維持管理に県民が関われるようなエリアであること。

(イ) 基本計画の策定に当たっては、以下の項目を踏まえて提案すること。

- ・東エリア内の各施設（みかも山公園、とちぎ花センター、いわふねフルーツパーク、道の駅みかも）が担う役割が明確となっていること。
- ・利用者ニーズへの対応や、花や観光の情報発信など、誘客促進に必要な方策が記載されていること。
- ・東エリアにおけるゾーニングや植栽の選定がコンセプトに即していること。
- ・県民協働による花壇などの管理・運営を行う方策が明確となっていること。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書をもとに、基本計画策定に向けた具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、協議会開催期間中の実施状況を記録（写真等を含む）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、業務完了後、本業務の内容を「基本計画書」（任意様式）としてとりまとめるとともに、基本計画書関連資料（アンケート調査資料、協議会資料及び議事録）と併せて、10部提出すること。
また、基本計画書等の原稿データを記録したメディア（DVD等）を甲に提出すること。
なお、提出期限は、令和4年2月末日とする。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、または報告を求めることができる。

5 再委託の可否

乙は、委託業務を自ら実施するものとし、第三者にその業務を再委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (3) 委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属する。
- (4) 乙は、本業務委託の内容に関する機密を厳守するとともに、甲の許可なく業務内容等を他に漏らしたり、転用したりしないこと。
- (5) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。
- (6) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。